


サバティカル期間における研究経過・成果報告書

令和元年 5月 17日	
国立大学法人茨城大学長 殿	
所属・職名 准教授	
氏 名 高橋大輔 	
下記のとおり、サバティカル期間が満了しましたので、研究経過・成果等を提出いたします。	
サバティカル制度を利用した期間	平成30年 4月 1日 ~ 平成31年 3月 31日

<p>①研究経過について (利用期間を月単位などに区分して、具体的な研究経過を記入して下さい。)</p>	<p>平成30年4月：ドイツのボンに移動する。ドイツの青少年局 (Jugendamt) の活動の根拠法となるドイツ社会保険法第8編について判例・学説を研究した。</p> <p>同年5月：ドイツにおける虐待発見のための制度とそこにおける子どもからの通告を可能とするための工夫について資料収集を行った。青少年局などへのインタビュー調査を行った。</p> <p>同年6月：ドイツ法における子どもの意思の尊重規定に関して、文献調査を行った。</p> <p>同年7月～8月：ドイツ法における子どもの意思の尊重規定について立法段階の議論や改正議論に関して、文献調査を行った。</p> <p>同年9月～10月：ドイツ法における子どもの意思の尊重規定に関する判例について研究を行った。</p> <p>同年11月～平成31年2月：研究成果をまとめる作業として、今後公刊する予定の研究成果について執筆作業を進めた。</p> <p>同年3月：研究成果の執筆作業を継続するとともに、日本へ帰国した。</p> <p>なお、以上のほかに、最新のドイツ法の議論状況を把握するために、サバティカルの全期間を通じて、ドイツの児童福祉や家族法の専門家の方々にインタビュー調査を行った。また、特に、平成30年7月1日に子育て世代のためにボンで開催された「家族祭り (Familienspielefest)」に参加し、青少年局などの広報活動を見学し、平成30年9月26日～28日に渡ってドイツのライブツィヒで開催されたドイツ法曹大会に参加し、家族法に関する最新の情報を収集した。</p>
<p>②研究成果について (目標の達成状況及び研究成果の公表予定について記入して下さい。)</p>	<p>目標の達成状況：概ね順調に目標を達成できた。また、サバティカル期間中に以下のような研究業績を公表し、または公表する予定である。</p> <p>研究業績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高橋大輔「災害で財産がなくなった…一個人の財産に対する社会からの支援」「生まれ方の多様化—生殖補助医療と家族法」「内縁をどこまで保護すべきか—近親婚にあたる内縁配偶者の法的保護」増田幸弘、三輪まどか、根岸忠編『変わる福祉社会の論点』(信山社、2018年) 33～39頁、51～55頁、56～60頁。 ・高橋大輔「子ども虐待と家族法」茨城大学法学メジャー編『エレメンタリー法学・行政学』(尚学社、2019年) 130～139頁。 ・高橋大輔「子ども虐待において子ども自身の通告を可能にするための法的研究」『ユニバーサル財団調査研究報告書 豊かな高齢社会の探求 (CD-ROM)』(2019年発行予定)。 <p>今後の研究成果の公表予定：当初の計画に従い、サバティカル期間中に行った研究調査を踏まえ、著書の執筆を継続し、公刊する予定である。</p>